

議案第 8 4 号

上越学生寮奨学金貸付条例の一部改正について

上越学生寮奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越学生寮奨学金貸付条例の一部を改正する条例

上越学生寮奨学金貸付条例（平成 1 3 年上越市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「期間」の次に「（以下「貸付期間」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、既に貸付決定を受けた期間がある場合における貸付期間は、通算して 6 年間を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付決定を受ける奨学生について適用し、同日前に貸付決定を受けた奨学生については、なお従前の例による。